

グーグル検索結果の削除を命じる仮処分決定を取り消した決定

- 【文献種別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 28 (2016) 年 7 月 12 日
【事件番号】 平成 28 年 (ワ) 第 192 号
【事件名】 投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する保全抗告事件
【裁判結果】 原決定取消し、申立て却下
【参照法令】 憲法 13 条、民法 710 条・723 条、民事保全法 23 条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25543332

事実の概要

Xは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（現行の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」）4条の児童買春の罪で逮捕され、その罪で略式命令により罰金50万円の刑に処せられ、即日納付している。原々決定の申立ての時点ですでに刑の執行から3年間以上も経過していたが、Xの住所、氏名をインターネット上の検索エンジンに入力すると、Xの罪名、逮捕歴が書かれた記事が多数検索結果として表示され、誰でも簡単に閲覧できる状態になっていた。

Xは、本件検索結果の表示により社会的に許容されるべき受忍限度を超えて、Xの「更生を妨げられない」利益を妨害されない権利が侵害されており、仮処分命令によって保全がなされなければ人格権侵害が拡大し続け、回復不能な重大に事態になるとして投稿記事削除等の申立てをした。

これに対し検索サービスを提供するYは、検索結果の表示は受忍限度内であること、検索結果の表示については公共の利益があること、Xが主張する人格権侵害は存在しないか極めて軽微であることとし、検索結果削除は認められるべきではないと主張した。

原々決定は検索結果削除の仮処分決定を認容した（さいたま地決平27・6・25判時2282号83頁）。まず原々決定は受忍限度について、時間の経過によりXには「社会生活の平穏を害され更生を妨げられない利益」があるがそれが侵害されている恐

れがあり、その不利益は回復不能かつ重大であるとする。他方で逮捕後の経過を伝える記事も皆無であることから、検索結果の表示の公益的な意義、必要性は極めて乏しいため受忍限度内とすることはできないとする。個人情報の表示に係る個人の利益保護に配慮することは当然であり、受忍限度を超えると判断される場合に検索結果を削除するという個別対応をすることが検索結果の中立性を損ない、表現の自由や知る権利を著しく損なうとはいえず、また、萎縮的な効果や自己検閲が生じるわけでもないとする。さらに、本件において検索結果の削除は当事者双方の負担が少なく、迅速かつ効果的な権利救済に資するものであるとする。

原決定（さいたま地決平27・12・22判時2282号78頁）も同じ判断を下し、原々決定のさいたま地裁平成27年6月25日仮処分決定を認可している。原決定は理由においてさらに、普通の利用方法を基準としてどのように検索結果が解釈されるかを意味内容に従って判断すべきであり、その点で更生を妨げられない利益を侵害されていると評価することが相当であるとし、更生を妨げられない利益を有するのであればある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するというべきであるとした。

Yは本件において、「忘れられる権利」の明文規定の不存在、要件効果の不明確性、萎縮効果、情報削除請求の増加、検索結果表示の中立性と信頼性の喪失、検索サービスの媒介者性を主張し、さらに表示結果の再犯防止機能による公共性、受忍限度内にある社会的制裁、保全処分の必要性・

緊急性の不存在を主張した。

Xは本件において、Yがコンテンツプロバイダとして責任があること、人格権の一内容としての更生を妨げられない利益としての「忘れられる権利」が被保全権利であること、本件においては忘れられる権利が知る権利よりも優先すること、プロバイダ責任制限法4条1項1号と同様に解し本件検索結果に係るウェブページの内容やスニペット¹⁾の記載についての違法性阻却事由の不存在を立証すれば足りること、検索結果の有用性・公益性については検索結果の違法性の判断ではなく差止請求における総合衡量的な受忍限度の判断の一要素として考慮されるべきであることを主張した。

決定の要旨

1 裁判所の判断

(1) 被保全権利の性質

東京高等裁判所の判断は次のようなものであった。本件の被保全権利として、人格権としての名誉権に基づく侵害行為差止請求権、人格権としてのプライバシー権に基づく差止請求権が考えられる。他方、「忘れられる権利」は法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない。Xの主張に即して検討すると、その実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならず、その成否の判断は名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権の要件の判断と実質的に同じものである。したがって人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求の存否とは別に、「忘れられる権利」を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権として差止請求権の存否について独立して判断する必要はない。

プロバイダ責任制限法から削除義務が導かれるような明文の根拠はなく、また同法は文字どおり特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の開示に関する法律であり、その解釈により本件検索結果の削除義務を導き出すことはできない。

(2) 被保全権利の有無

東京高等裁判所は被保全権利の有無について次のような判断を示した。まず、北方ジャーナル事件判決（最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁）、

石に泳ぐ魚事件判決（最三小判平14・9・24判時1802号60頁）を引用し、事前差止め、侵害行為の差止めについての要件を示した。

その上で本件は「一旦公知となり」、「検索サービスを利用することによりインターネット上で閲覧可能な状態に置かれている事実に対する削除請求」であるが、「人のプライバシーに関する事項について」、「当該人の社会的地位や当該事項の内容等も考慮すると公共の利害に係わる事項といえなくなり」、「当該人を取り巻く平穏かつ安定した生活状況が形成され」、「それを尊重すべきものといえる場合等」、「事実上復活した非公知の状態を維持するために必要な措置を求め得る場合もあると解される」。「他方、本件犯行に係る事実は、相手方の前科に関わる事実であり、ノンフィクション『逆転』事件判決（最三小判平6・2・8判時1594号56頁）は、「不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもの」であるとしている。

インターネットは、それ自体が重要な社会的基盤であり、検索サービスは必須のものであって、「表現の自由及び知る権利にとって大きな役割を果たしていることは公知の事実である」。「本件において、名誉権ないしプライバシー権の侵害に基づく差止請求（本件検索結果の削除等請求）の可否を決するに当たっては、削除等を求める事項の性質（公共の利害に関わるものであるか否か等）、公表の目的及びその社会的意義、差止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの重要性等も総合考慮して決するのが相当であると解される」。

本件犯行事実の公表、本件検索結果の表示は名誉権の侵害に当たる。検索結果は「Yが決めたアルゴリズムを備えたプログラムによるものであり」、「Yは、例えば人の氏名により検索した場合には、その者に関する情報であればそれがその者に有利であろうと不利であろうと正確かつ端的に抜き出し表示されることを当然に認識しているこ

とは明らかである。「実際の利用態様からは、タイトル及びスニペットが独立した表現として機能することが通常であるということができ」る。「Yは単なる媒介者で、名誉権侵害の責任を負うものではないというYの主張を採用することはできない」。

しかし「本件犯行は」、「社会的関心の高い行為であり」、「罰金の納付を終えてから5年を経過せず刑の言渡しの効力が失われていない」ので、「本件犯行は、いまだ公共の利害に関する事項であるというべきである」。「そして、本件犯行は真実であるし、本件検索結果の表示が公益目的でないことが明らかであるとはいえないから、名誉権の侵害に基づく差止請求は認められない」。

そして、本件犯行はその発生から5年を経過しているものの、Xの名前及び住所地の県名により検索し得るものであり、そもそも現状非公知の事実としてのプライバシーといえるか否かは疑問であるとしている。

(3) 保全の必要性の存否

以上の判断を示した上で、「被保全権利及び保全の必要性の疎明がなく、本件申立ては認められず」、「原決定及び本件仮処分決定をいずれも取消し、本件申立てを却下す」とし、投稿記事（検索結果表示）削除の仮処分命令を取り消した。

判例の解説

一 忘れられる権利²⁾

本件において、東京高等裁判所は、原々決定、原決定と異なり、忘れられる権利を独立した人格権の一つとしてはとらえず、実質的に名誉権やプライバシー権³⁾と異ならないものとしている。しかし、忘れられる権利を憲法13条で保障されている人格権の一内容としての自己情報コントロール権としてとらえるなら、名誉権や狭義のプライバシー権と異なる保障内容があるはずであり、受忍限度の程度も内容も異なるはずである。本件における忘れられる権利は、時の経過による人々の関心や記憶の消失によって、当該関係者が社会生活を円滑に送れるようにし、社会生活へ復帰しやすくするための権利であり、一種の社会復帰の権利といえよう。インターネットの利用が普及する以前には、時の経過により人々の関心や記憶が自然に減衰していったため、本件におけるよ

うな意味の忘れられる権利を名誉権やプライバシーの権利とは独立した権利として構成する必要はなかった。したがって忘れられる権利は、インターネットの利用が普及した現代において、自己情報コントロール権が保障されない状態が半永久的に続き、かつ非常に広範囲に及ぶことに対応して構成されている権利である。また名誉権の侵害もプライバシー権の侵害もそれらの違法性阻却事由に該当するとしても、忘れられる権利とは保障内容が異なるのであれば、本件についていえば、原々決定や原決定と同様に、名誉権の侵害やプライバシー権の侵害については違法性阻却事由があったとしても、忘れられる権利の侵害については受忍限度を超え違法性が認定されるはずであった。受忍限度の問題としてとらえるためには、原々決定と原決定と同じく忘れられる権利を独立した人格権の一つとしてとらえるべきであったと考えられる。

また本件は私人間の紛争であり、本件における忘れられる権利もその直接の侵害主体は公権力ではないが、人権と人権が衝突した場合（本件では「忘れられる権利」に対して表現の自由が衝突している）、司法、立法、行政などの過程を通じて調整を行うことによって人権を保障する重大な責任を国はもっている。

二 検索エンジンの公益性・公共性

本件において、東京高等裁判所はグーグルのような検索エンジンが、表現の自由、知る権利にとって重要なものであること、公益性・公共性をもつものであること、それ自体が社会的基盤の一つであることを一般的に肯定する。とはいえYの主張のように、そのことから直ちに一切の検索サービス事業者の介入を否定すること（本件の場合にはリンクを削除すること）や、表現の自由・知る権利の優越性を導くことはしていない。検索エンジンは単なる媒介者である、検索エンジンの公共性からすれば介入をすれば検閲になるといったYの主張を一蹴していることは、そういったことは個別具体的な利益衡量をしなければ判断できないのでいえないということであると考えられる。公益性・公共性があることと、対立する別の個人の利益が優越した場合に一定の制約を被ることは、別の問題である。

三 表現の自由・知る権利

前述のように、本件において東京高等裁判所は、検索結果に表示されるタイトルやスニペット自体も表現であることを一般的に認めている。さらにY自体は否定していた検索エンジンの表現者性・編集者性を、原々決定・原決定と同じく明確に認めている。リンク先に削除請求すればいいのであり、Y（検索サービス提供会社）は無関係であるというYの主張をしりぞけていることになる。しかし、そこまで検索サービスの表現者性・編集者性を認めておきながら、プロバイダ責任制限法上の削除義務を否定している点は疑問である。さらにいえば北方ジャーナル事件判決における出版差止めの判断を検索結果の削除についての判断と同様に解してよいか検討する必要がある。本件においては検索結果を削除することが求められているだけであり、表現そのものを制限しているわけではなく、表現に対する制約は強くないと考えられる。

四 社会的制裁

本件で東京高等裁判所は、原々決定・原決定に比べて犯罪者に対する社会的制裁を重視しているように見える。本件においては、Xが児童買春という社会的に重大で深刻な罪を犯したことは事実であるから相応の社会的制裁を受け続けなければならない、報道記録やそれについての論評がインターネット上にいつまでも残ることもその社会的制裁のうちに入るといっているのである。しかし、本件における犯行は軽微なもので、刑の執行から相当の年月も経過し、Xが公職者でも政治家でもないことからすると、名誉毀損判断としても過剰な社会的制裁になっていると考えられる。かりに社会的制裁が必要だとしても、本件は民事の仮処分に関する裁判であり、ことさらに強調すべきことであるようにも思われない。また、更生を妨げられない利益を考えればむしろ逆効果になることを考えるべきであろう。

五 犯罪事件の有罪判決を受けた者への 実名報道について

本件のXは公職にあるわけでもなく、影響力のある企業の役員であるわけでもなく、医師や弁護士など社会的に極めて高い倫理性を要求される職業に就いているわけでもないまったくの私人である。こうした私人については大半の犯罪事件報道

において被疑者、被告人、有罪判決を受けた者、受刑者等を実名で報道する必要性はほとんどないであろう。実際、西ヨーロッパの多くの国では、プレス評議会などのジャーナリストの自治組織が定めるジャーナリズム憲章や、包括的なプライバシー保護法制に基づき、非常に凶悪な犯罪事件以外に実名報道が行われることはない⁴⁾。2018年施行の欧州連合データ保護規則⁵⁾によってその傾向はいっそう強まるであろう。

●——注

- 1) 検索結果の一部として表示されるウェブページの要約文のことである。
- 2) 本件を含むグーグルの検索結果削除権とその関連判例については、神田知宏「グーグル検索結果削除仮処分命令申立事件——検索サイト管理者の検索結果の削除義務の有無など」奥田喜道編著『ネット社会と忘れられる権利』（現代人文社、2015年）111頁、神田知宏『ネット検索が怖い「忘れられる権利」の現状と活用』（ポプラ新書、2015年）を参照。
- 3) 名誉毀損やプライバシー侵害の観点からは島崎哲朗「ヤフー検索結果削除請求事件——名誉毀損、プライバシー侵害の責任を問う」奥田編著・前掲注2）93頁を参照。
- 4) 例としてスカンジナビア諸国については浅野健一『新版 犯罪報道の犯罪』（新風社、2004年）363頁以下、スイスについては奥田喜道「スイスの『忘れられる権利』」奥田編著・前掲注2）212頁を参照。これらの国々では1970年から公的責任がある者以外の私人については犯罪事件の犯人、事故・災害の被害者などについて実名で報じられることは通常なく、インターネットにおけるブログや掲示板、SNSなどでも同様の対応がとられている。公職者や「有名人」についても実名で取り扱うのは基本的には公共性や公益性がある場合だけである。またグーグルスペイン事件先決裁で欧州司法裁判所はネット上の忘れられる権利を明確に認めた（C-131/12 of 13 May 2014）。
- 5) 欧州連合データ保護規則 17条〔削除権（「忘れられる権利」）は情報取扱責任者に対して個人と関係づけられているデータの削除を要求する権利を明文で認めている。

跡見学園女子大学助教 奥田喜道